

本日のご相談内容

- ①未導入施設への2回目通知
- ②協力金・補助金の申請
- ③オンライン資格確認時の被保険者住所表示

①未導入施設への2回目通知

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所における オンライン資格確認の導入状況

(令和7年7月20日時点)

1. 柔道整復師施術所全体

利用申請済施設数

39,027施設 (87.2%)

(参考) 全施設数 44,735施設

準備完了施設数

37,772施設 (84.4%)

(※) 運用開始日入力済み施設数については、33,024施設 (73.8%)。(令和7年6月29日時点)

(※) 併設申告を行っている施術所については、主たる施術所の導入状況に合わせている。

(※) 各種文書郵送時に返付された施設については、運営の実態が明らかでないため、「全施設数」には含めていない。

(参考) 令和7年2月28日専門委員会時点(【】は、2月28日から7月20日時点の増減数)

利用申請済施設数：37,985施設 (84.9%)【+1,042施設】 準備完了施設数：36,161施設 (80.8%)【+1,611施設】

運用開始日入力済み施設数：27,569施設 (61.6%)【+5,455施設】

2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所全体

利用申請済施設数

20,281施設 (60.0%)

(参考) 全施設数 33,807施設

準備完了施設数

17,272施設 (51.1%)

(※) 運用開始日入力済み施設数については、11,005施設 (32.6%)。(令和7年6月29日時点)

(※) 併設申告を行っている施術所については、主たる施術所の導入状況に合わせている。

(※) 各種文書郵送時に返付された施設については、運営の実態が明らかでないため、「全施設数」には含めていない。

(参考) 令和7年2月28日専門委員会時点(【】は、2月28日から7月20日時点の増減数)

利用申請済施設数：17,709施設 (53.4%)【+2,572施設】 準備完了施設数：14,211施設 (42.8%)【+3,061施設】

運用開始日入力済み施設数：8,010施設 (24.1%)【+2,995施設】

未導入施設への導入状況調査の結果（利用申請未済み施設）

1. 柔道整復師施術所全体

全施設数（R 7 / 7 / 20時点）		44,735 施設
利用申請未済み施設数 （R 7 / 7 / 20時点）		5,708 施設
	やむを得ない事由等に該当する旨の回答があった施術所	562 施設
	やむを得ない事由等に該当する旨の回答が無い施術所 →今後対応が必要な施設	5,146 施設

2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所全体

全施設数（R 7 / 7 / 20時点）		33,807 施設
利用申請未済み施設数 （R 7 / 7 / 20時点）		13,526 施設
	やむを得ない事由等に該当する旨の回答があった施術所	1,755 施設
	やむを得ない事由等に該当する旨の回答が無い施術所 →今後対応が必要な施設	11,771 施設

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所における導入の促進について

第30回社会保障審議会 医療保険部会
柔道整復療養費検討専門委員会（令和7年
2月28日）資料柔-1・一部改変

令和7年2月28日専門委員会での取りまとめに従い、赤枠のとおり、8月を目処に、柔整：5,146施設、あはき：11,771施設の未導入施設に対して、集団指導に移行する旨の通知を発出したい。

なお、未導入施設数については最終集計中であり、変動があり得る。

<対応策（案）とスケジュールイメージ>

時期	対応内容
令和6年12月	オンライン資格確認の導入原則義務化
令和7年4月～	導入の要請を実施するとともに、導入に向けた丁寧な周知や支援を実施 ・未導入施設（やむを得ない事由に該当する旨の回答があった施術所を除く。以下同じ。）に対し、改めて速やかな導入を要請し、今後も未導入の状態だと集団指導に移行する旨や受領委任の取扱いを行うことが中止となり得る旨を通知（1回目） ・未導入施設に対し、導入状況調査で把握した施術所のニーズに対応できるよう、より丁寧な案内文書を送付 ・補助金による導入支援：令和6年度と同様、導入に当たっての補助を令和7年度も継続して実施 ・協力金事業：オンライン資格確認を導入し利用登録している施術所に対し、施術所におけるマイナ保険証利用の働き掛けに対して、協力金をもって取組の後押しを行う
令和7年8月目処	集団指導に移行する旨の通知等 ・未導入施設に対し、改めて速やかな導入を要請し、今後も未導入の状態だと令和7年12月目処に集団指導に移行する旨や受領委任の取扱いを行うことが中止となり得る旨を通知（2回目） ・一定の施術所において、直近1年間受領委任を実施していない施術所があったことから、未導入施設において受領委任の取扱いを検討の上、必要に応じて受領委任の取扱いを中止する旨の届け出を行うよう促す
令和7年12月目処	未導入施設に対し、厚生局等から集団指導の案内
令和8年1月目処	集団指導を実施
令和8年夏目処	受領委任の取扱いを中止となり得る旨の通知 未導入施設に対して、令和8年12月を目処として、やむを得ない事由に該当せず、受領委任の取扱いを中止する旨の届出を行っていない場合、受領委任を行うことが中止となる旨通知
令和8年12月目処	受領委任の取扱いを中止 未導入施設であって、やむを得ない事由に該当せず、受領委任の取扱いを中止する旨の届出を行っていない場合、受領委任を行うことを中止とする

集団指導に移行する旨の厚生労働省による通知

以下の集団指導に移行する旨の通知を発出したい。その際、あわせて、やむを得ない事由等に関するアンケート調査も改めて送付するほか、次頁の導入方法等に関するリーフレットも送付予定。

(表面)

令和7年8月
厚生労働省

オンライン資格確認が未導入の柔道整復師、はり師、きゅう師及び
あん摩マッサージ指圧師の施術所等への対応について（2回目）

本封書は、令和7年7月27日時点で、オンライン資格確認の導入が完了していない施術所等に送付しております。既に導入が完了している場合や、やむを得ない事由等に該当する場合には、ご容赦ください。

療養費の受領委任（以下「受領委任」という。）の協定又は契約を締結している柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術所等（以下「施術所等」という。）においては、令和6年12月2日から、患者等の資格情報のみを確認できるオンライン資格確認の仕組み（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の導入について、原則として義務化となっており、

今般お示するオンライン資格確認が未導入の施術所等への対応について、十分ご了解の上、オンライン資格確認の速やかな導入を行うようお願いいたします。

なお、廃止・休止等の状態である場合は、所管の地方厚生（支）局に廃止・休止の届出を行っていただきますようお願いいたします。

また、現在、受領委任を行っておらず、今後も行う予定がない場合でも、受領委任の協定又は契約を締結している施術所等においては、導入が原則義務化されています。導入いただくか、所管の地方厚生（支）局に受領委任の取扱いを辞退する届出を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 令和6年12月2日より、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。また、令和7年12月2日以降は原則として、患者等が保有するマイナ保険証（健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードをいう。以下同じ。）又は資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなります。
- こうした中、施術所等においてオンライン資格確認を導入していない場合には、マイナ保険証のみを持参した患者等に対して、追加的に被保険者番号等を確認する必要があるなど、患者等側、施術所等側双方に負担が生じることとなるため、まだ導入が完了していない場合には、やむを得ない事由等に該当する場合を除き、速やかにオンライン資格確認の導入をお願いいたします。
- やむを得ない事由等に該当する場合を除き、今後もオンライン資格確認が未導入の場合には、令和8年1月を目途に地方厚生（支）局長による集団指導に移行することとなり、さらに、集団指導を行ってもなお、オンライン資格確認が未導入の場合には、令和8年12月を目途に受領委任払いを行うことが中止となり得ます。なお、オンライン資格確認を導入した場合や、やむを得ない事由等に該当する旨を連絡した場合は、集団指導や受領委任払いを行うことの中止とはならない旨申し添えます。

【お問い合わせ先】
厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課
E-mail: suisin@hhlw.go.jp

(裏面)

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入を行ってください

✓ 令和7年12月までにオンライン資格確認を導入してください

- ・ 令和6年12月2日より、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
- ・ また、**令和7年12月2日以降**は原則として、**患者等が保有するマイナ保険証が資格確認書のいずれかにより資格確認を行うこととなります。**
- ・ オンライン資格確認を導入していない場合、マイナ保険証のみを持参した患者等に対して追加で被保険者番号等を確認する必要があるなど、**患者等側、施術所等側双方に負担が生じることとなるため、まだ導入が完了していない場合にはオンライン資格確認の導入を速やかに行ってください。**（具体的な導入方法は、同封資料の「オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入手順」を参照）

✓ 導入の義務化の対象外となる「やむを得ない事由（場合）」について

- ・ 以下の1から3までに記載した「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所等については、義務化の対象外となります。

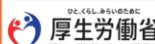
- 1-1.【柔道整復師の施術所】
施術者が皆、高齢（注）により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合
- 1-2.【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】
施術者が皆、高齢（注）又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合
（注）令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。
「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。
2. 令和7年12月2日までの廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合
3. 令和7年12月2日までに受領委任を行うことを中止する施術所である場合

※ 施術所等向け総合ポータルサイトより併設申告を行い、主たる施術所等としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所等のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

やむを得ない事由に該当する場合は、同封資料の「オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入の義務化対象外となる「やむを得ない事由」の確認書」でご回答ください。

✓ 導入していない場合の今後の対応について

- ・ 受領委任の協定又は契約を締結している柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等において、**令和6年12月2日よりオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入が原則義務化となっております。**
- ・ やむを得ない事由等に該当する場合を除き、今後も未導入の状態が続く場合は、**令和8年1月を目途に**地方厚生（支）局長による**集団指導に移行**します。
- ・ さらに、**令和8年12月を目途に受領委任を行うことが中止**となる可能性があります。
- ※ **オンライン資格確認を導入した場合や、やむを得ない事由等に該当する旨を連絡した場合は、集団指導や受領委任払いを行うことの中止とはなりません。**



オンライン資格確認等コールセンター
☎ 0800-080-4583（通話無料）
月～金 8:00～18:00
土 8:00～16:00（いずれも祝日を除く）

お問い合わせフォーム

返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※ 回答までに日数を要する場合があります。



導入方法等に関するリーフレット

(表面)

オンライン資格確認(資格確認限定型)の導入手順 [No. : JA7]

※ 施術所等向け総合ポータルサイトの「導入準備」内に、視覚障害のある方向けの音声読み上げ対応の手引も掲載しています。

1 導入準備(機器の選定・購入)

- オンライン資格確認を行うためのモバイル端末等をご準備ください。
- ※ 必要な機器については、施術所等向け総合ポータルサイトに「マイナ資格確認アプリ」を利用する際に必要な機器についてと検索してご確認ください。

2 施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー登録

- オンライン資格確認(資格確認限定型)の各種申請には、施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー(アカウント)登録が必要になります。
- 「施術所等向け総合ポータルサイト」を検索し、「新規ユーザー登録はこちら」から新規ユーザー登録をしていただきますようお願いいたします。

新規ユーザー登録はこちら

3 ポータルサイトから利用開始申請

- 施術所等向け総合ポータルサイトの「ログインはこちら」からログインをして、「各種申請等」をクリックのうえ、「利用開始申請」から申請を行ってください。
- 利用開始申請の手続きが完了すると(※)、ユーザー登録時に登録したメールアドレス宛に、利用開始申請受付完了のメールが送付されます。
- ※ マイナ資格確認アプリに係る利用開始申請からメールが届くまでに、最長1週間程度お時間をいただいております。あらかじめご了承ください。

4 アプリのセットアップに必要な情報をダウンロード

- 利用開始申請受付完了メールを受信後、実際にモバイル端末等でマイナ資格確認アプリを使用できるように設定するには、端末ごとに「マイナ資格確認アプリ」ユーザー設定情報が必要で、施術所等向け総合ポータルサイトにログインし、以下の手順でダウンロードしてください。

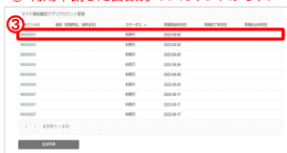
① ポータルサイトトップの「各種申請」をクリック



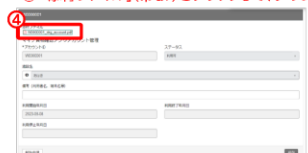
② 一覧から「資格確認アカウント管理」をクリック



③ 利用申請した台数分のアカウントから、1つクリック



④ 「添付ファイル」(.pdf)をクリックして、ダウンロード



続きは裏面をご覧ください

(裏面)

まずは表面をご覧ください

5 モバイル端末等でマイナ資格確認アプリの初期セットアップ

- 以下の手順で「マイナ資格確認アプリ」の初期セットアップを行います。

- ① App StoreやGoogle Play, Microsoft Storeより「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード
- ② 利用規約を確認・同意
- ③ 機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、「登録する」をクリック
- ④ ログイン時のパスコードを入力(任意で設定可)



※ 利用申請した台数分、④⑤のセットアップをしてください。

6 ポータルサイトから運用開始日入力

- 初期セットアップが完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、運用開始日の入力をお願いします。

- ① 右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセスしてください。
- ② 施術所等向け総合ポータルサイトでのユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力し、ログインしてください。
- ③ 「運用開始日入力欄」に入力し、送信していただくことで、運用開始日入力は完了となります。



運用開始日入力フォームはこちら

※ アクセスした際に、運用開始日入力欄に日付が記載されていれば、完了済みです。

ポータルサイトから助成金申請 (モバイル端末等の購入等に対する費用補助(最大4.1万円))

- オンライン資格確認実施のためのモバイル端末等の購入等に対して、最大4.1万円の費用補助を行います。(事業費に対し実費補助)
- 助成金の申請は、施術所等向け総合ポータルサイトにおいて受け付けています。

オンライン資格確認の導入に関するお問い合わせ先
○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583(通話無料)
月曜日～金曜日(祝日を除く)8:00～18:00
土曜日(祝日を除く)8:00～16:00



お問い合わせフォームはこちら

②協力金・補助金の申請

マイナ保険証利用促進のための取組に対する協力金事業について (柔道整復及びあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所)

第193回社会保障審議会
医療保険部会（令和7年4月3
日）資料1・一部改変

1. 事業の目的

マイナ保険証を所持していない患者等に対して、施術所の受付等において、積極的にマイナ保険証の利用勧奨等に取り組んでいただくことにより、マイナ保険証の利用促進を図る。

また、利用促進のためのインセンティブとなるように、施術所におけるマイナ保険証利用の働き掛けに対して、協力金をもって取組の後押しを行う。

2. 事業の概要

オンライン資格確認を導入し利用登録している施術所に対して、マイナ保険証利用促進のための積極的な取組（※1）の実施を前提に、定額の協力金（※2）を支払う。

（※1）利用促進に係るポスター、チラシの掲示、患者へのチラシ配付、マイナ保険証利用の声掛け等を想定。

取組内容は、7月10日に開設したポータルサイト上の報告フォームより報告いただきたい。

（報告期限：令和7年9月30日まで）

（※2）協力金の金額については、施設当たり5万円。

3. 取組実施期間

令和7年5月～**7月**

報告の受付開始および期限については、各施術所宛てに厚生労働省からメールにてお伝えしているが、貴会からも引き続き、会員への周知に協力いただきたい。

オンライン資格確認（資格確認限定型）に対する補助金制度 （地域診療情報連携推進費補助金）

1. 事業内容

- 医療機関・薬局におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）の利用に必要な費用を支援する。

2. 補助対象業態・内容

使用するオンライン 資格確認	業態等	補助対象	補助上限額	補助率
資格確認限定型	健診実施機関等、 助産所、義務化対 象外施設	モバイル端末、 汎用カードリーダー等 購入費用	3.1万円まで	3/4
	受領委任払いを行 う柔整・あはき施 術所等		4.1万円まで	実費
	レセコン導入済みの 受領委任払い施術 所のレセコン連携機 能の導入 ※7月10日に申請受付を開始	レセコン改修費用	3.2万円まで	1/2

3. 補助金の申請期限

- 令和8年1月15日まで**

申請受付の開始については、各施術所宛てに厚生労働省からメールにてお伝えしているが、貴会からも引き続き、会員への周知に協力いただきたい。

③オンライン資格確認時の 被保険者住所表示

マイナ資格確認アプリの被保険者住所表示について

背景

- マイナ資格確認アプリ（資格確認限定型）は、健康保険証の券面に記載の項目を表示する仕様であり、**資格確認結果に患者の住所を表示していない**
- 受領委任払いを行う柔整あはき施術所においては、**療養費支給申請書に患者の住所の記載が必須**
- 令和6年12月末にリリースされた「レセコン連携機能」において、患者の住所を表示してほしいとの要望をいただいている

対応案

- マイナ資格確認アプリ（資格確認限定型）で取得した患者の住所情報を、「レセコン連携機能」により、レセコン上に表示する仕様への改修を行う

參考資料

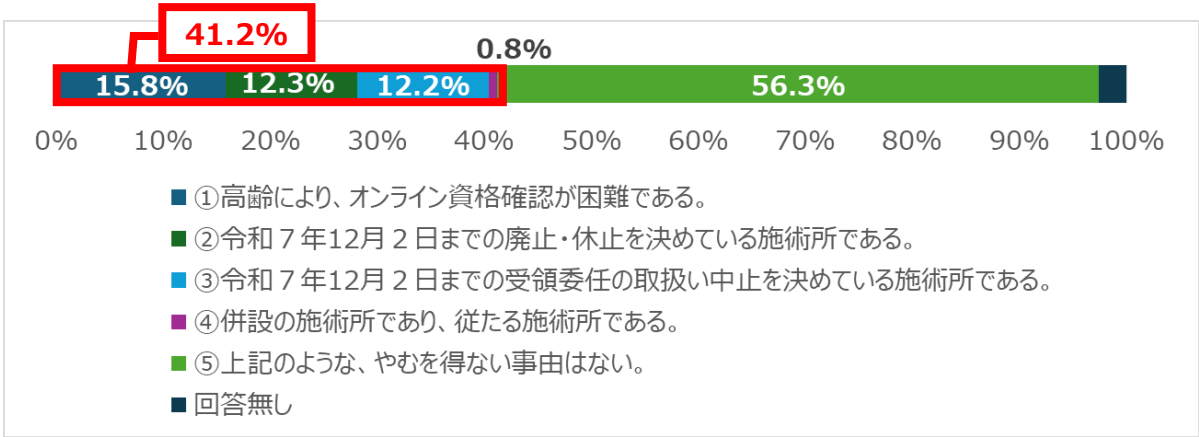
未導入施設への導入状況調査の結果（柔整）

回答施設数：2,969施設（利用申請未済み：1,365施設）（2025年7月20日時点）

1. 柔道整復師施術所全体

◆利用申請未済みの施設の内、約41%がやむをない事由 または 併設の従たる施術所

やむを得ない事由等

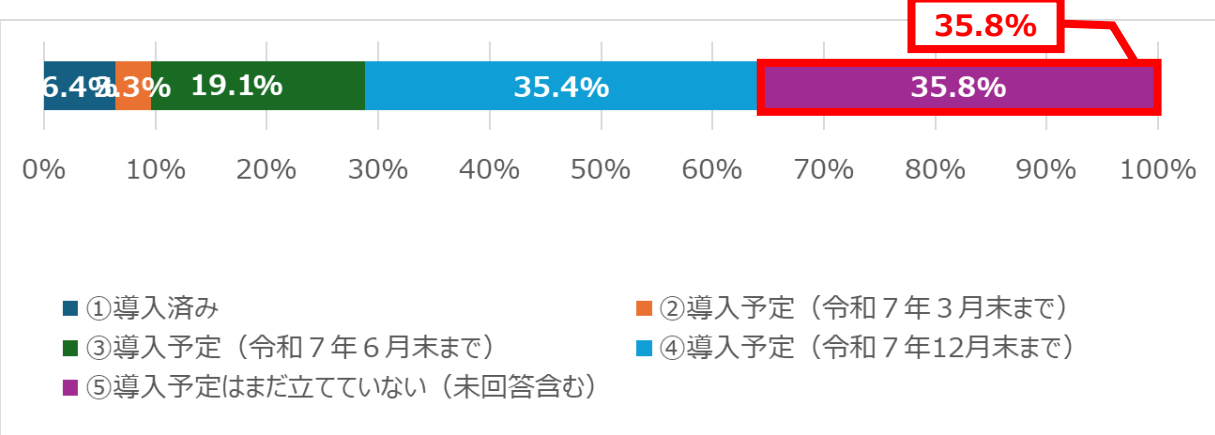


（参考）利用申請未済みの施設の内、やむを得ない事由等の内訳

・ 施術者が皆、高齢	216
・ R7.12.2までに廃止・休止予定	168
・ R7.12.2までに受領委任を中止予定	167
・ 併設の施術所であり、従たる施術所	11
合計	562

◆義務化対象施設の内、約36%がまだ導入の予定を立てることができていない

導入時期（⑤やむを得ない事由はないと回答した方のみ）



（参考）利用申請未済み（やむを得ない事由なし）の内、導入予定の内訳

・ 導入済み	49
・ R7.3までに導入予定	25
・ R7.6までに導入予定	147
・ R7.12までに導入予定	272
・ 導入予定はまだ立てていない	275
合計	768

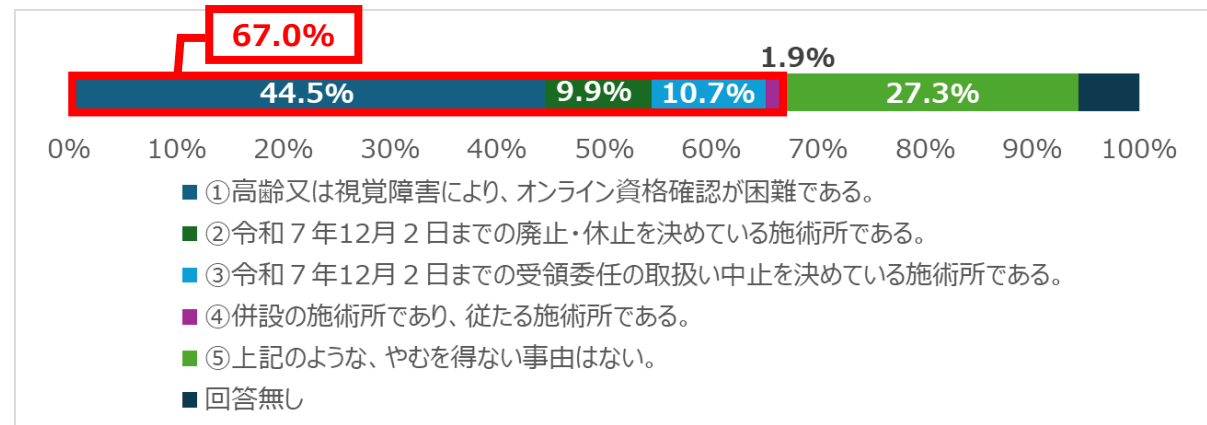
未導入施設への導入状況調査の結果（あはき）

回答施設数：4,911施設（利用申請未済み：2,618施設）（2025年7月20日時点）

2. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所全体

◆利用申請未済みの施設の内、約67%がやむをない事由 または 併設の従たる施術所

やむを得ない事由等

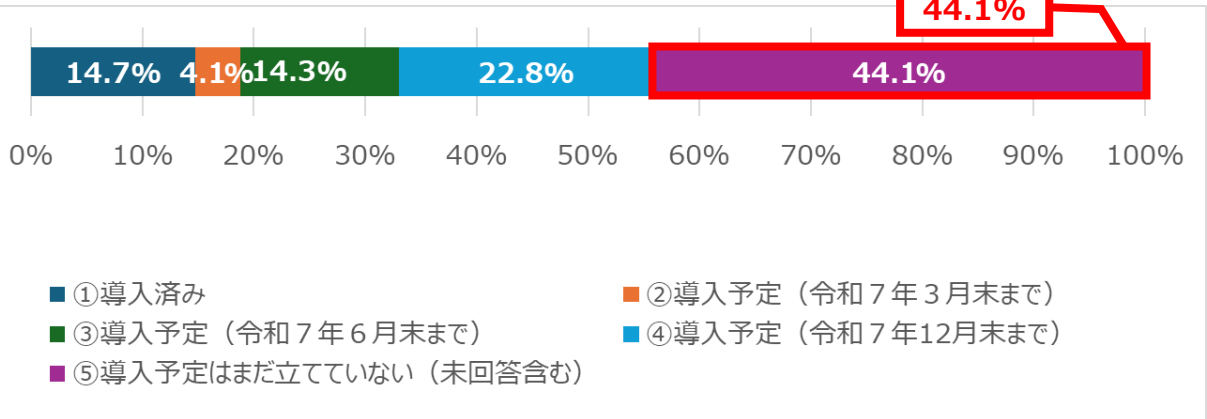


(参考) 利用申請未済みの施設の内、やむを得ない事由等の内訳

・ 施術者が皆、高齢又は視覚障害	1,164
・ R7.12.2までに廃止・休止予定	260
・ R7.12.2までに受領委任を中止予定	280
・ 併設の施術所であり、従たる施術所	51
合計	1,755

◆義務化対象施設の内、約44%がまだ導入の予定を立てることができていない

導入時期（⑤やむを得ない事由はないと回答した方のみ）



(参考) 利用申請未済み（やむを得ない事由なし）の内、導入予定の内訳

・ 導入済み	105
・ R7.3までに導入予定	29
・ R7.6までに導入予定	102
・ R7.12までに導入予定	163
・ 導入予定はまだ立てていない	315
合計	714